

埼玉女子短期大学成績評価規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉女子短期大学(以下「本学」という)学則第5章の規定に基づき、成績評価等について、必要事項を定めるものとする。

(成績評価)

第2条 試験、レポート、論文、平常点等により、当該科目のシラバスに記載された学習到達目標の達成度に応じて成績評価を行う。

- 2 本学の教員(兼任講師含む)が担当する科目の成績評価はAA(90~100点)、A(80~89点)、B(70~79点)、C(60~69点)、及びD(0~59点)、とし、AA・A・B・Cを合格とする。
- 3 前項の成績評価に対する客観的指標として、グレードポイント(以下、「GP」という)を与え、GPの平均(グレードポイントアベレージ。以下、「GPA」という)を算出する。AA(90~100点)は4、A(80~89点)は3、B(70~79点)は2、C(60~69点)は1、D(0~59点)・欠席・失格はそれぞれ0とする。
- 4 素点は100点から0点とする。
- 5 成績評価の割合は、合格者のうち、AAは10%以内、Aは20%以内、Bは40%程度、Cは30%程度を目安とする。
- 6 定期試験を受験しなかった学生は欠席とする。
- 7 出席回数が総授業回数(単位数)の3分の2に満たない学生は失格とする。

(GPAの算出)

第3条 GPAは次の方法で算出する。小数点以下第二位未満の端数があるときは、小数点以下第三位の値を四捨五入するものとする。

$$GPA = \frac{\text{(履修登録科目のGP} \times \text{単位数)の合計}}{\text{履修登録単位数の合計}}$$

- 2 本学の教育課程で開講する全ての授業科目の成績評価をGPAの対象とする。

(認定科目)

第4条 本学で開講する授業科目に拠らずとも、所定の課程を修めたことが認められるものは認定科目として所定の単位を与える。

- 2 前項の規定に関わらず、単位認定科目の成績評価はGPAの対象外とする。

(単位の修得)

第5条 履修した授業科目の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(卒業要件)

第6条 本学を卒業するためには、2年以上在学し、別表1に示す卒業要件単位数68以上を修得しなければならない。

- 2 卒業年次の秋学期末における累計GPAが1.0以下の場合、その他の学修状況を総合的に判断し、卒業の可否を決定する。
- 3 本学で開講する授業科目に拠らない認定科目は、8単位までを卒業要件に含めることができる。

(学修指導及び退学勧告)

第7条 成績評価が決定した時点で、定めた基準を満たしていない場合は、基礎ゼミ担当教員による面談を実施し、学修改善に向けた指導を行う。

- 2 年度末においてGPAが0.5未満の場合、または教員による学修指導があったにも関わらず学生が修学意欲を示さない場合は、退学勧告を行う。ただし、判断は学生自身に委ねるものとし、退学を強制しないものとする。
- 3 1年次末において修得単位数が16未満の場合は、修業年限で卒業できないものと見なし、卒業延期を通達する。

(規程の改正)

第8条 この規程の改廃は、教授会の議を経て理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 規程の一部を改正し、令和2年4月1日から施行する。
- 3 規程の一部を改正し、令和5年4月1日から施行する。